

平成30年10月2日

記者発表

## 建設業における社会保険等への加入促進について

社会保険等への加入対策については、建設業従事者の処遇の向上を図り、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋げるとともに、法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境の構築を促進するものとして、国及び全都道府県において取組が推進されているところです。

本県においても、現在、入札参加資格審査で、社会保険等未加入業者を排除するとともに、県が発注するすべての建設工事において、社会保険等未加入の業者との一次下請契約を原則禁止しているところですが、平成31年4月1日以降に県が入札公告を行う工事で、以下のとおり、対象をすべての下請業者（二次以下も含む）に拡大しますのでお知らせします。

### ◎平成31年4月1日以降の公告分から適用

#### 社会保険等に未加入のすべての下請業者(二次以下も含む)との下請契約を原則禁止

県が発注するすべての建設工事において、社会保険等に未加入の下請業者（二次以下の下請業者も含む）との下請契約を原則禁止します。

下請業者が社会保険等の加入義務があるにも関わらず加入していないことが発覚し、その改善がなされない場合は、元請業者に入札参加資格停止の措置を実施します。

※ 法令等の規定により社会保険等への加入が義務付けられていない事業者（次頁2参照）は、社会保険等未加入業者にはあたりません。

担当課	技術調査課
担当者	南出、津々木
電話	073-441-3080

(参考)

## 1 社会保険等とは

### ①雇用保険(雇用保険法)

労働者の失業が生じた場合、労働者が職業に関する教育訓練を受けた場合等に、必要に応じて保険を給付

### ②健康保険(健康保険法)

労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡、出産について、保険を給付

### ③厚生年金保険(厚生年金保険法)

労働者の老齢、障害、死亡により所得を喪失した場合等に、本人及び家族の生活保障のため、保険を給付

## 2 社会保険等への加入が義務付けられていない事業者

一例をあげると、健康保険及び厚生年金保険については、常時雇用される労働者が5人未満の個人事業所は加入が義務付けられていません。

社会保険等への加入が義務付けられるかどうかは、常時雇用の従業員数や、その働き方等によって総合的に判断されます。詳細な内容は、日本年金機構(年金事務所)や厚生労働省(公共職業安定所)で確認していただくことになります。

## 3 これまでの取組

平成27年4月1日以降

すべての建設工事において、社会保険等未加入の業者を元請から排除。

下請総額 3,000 万円(建築一式工事は 4,500 万円)以上の建設工事を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。(一次下請まで)

平成29年4月1日以降

すべての建設工事(下請総額の制限を撤廃)を対象に、社会保険等未加入の業者との下請契約を原則禁止。(一次下請まで)